

「都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例」の一部を改正する条例案の概要

1 概要

岡山県南広域都市計画区域マスタープランでは、市街化調整区域においては、原則として市街地の更なる拡大を抑制することとしており、地域の実情に応じ、立地基準を強化するなど、開発許可制度の厳格な運用を図ることとしている。

このたび、赤磐市において、50戸連たん制度の廃止に関する協議が調ったことから、県の「都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例」で定める50戸連たん制度による許可対象区域から赤磐市の区域を除外する条例改正を行う。

2 施行期日等（令和5年11月定例会に条例案提出予定）

公布：令和5年12月下旬

施行：令和7年4月1日

3 経過措置

改正後の条例の規定は、改正条例の施行日（令和7年4月1日）以後にされる都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定による開発許可又は法第43条第1項の規定による建築許可（以下「開発許可等」という。）の申請について適用し、次の申請については、なお従前の例による。

- (1) 改正条例の施行日（令和7年4月1日）より前にされた開発許可等の申請
- (2) (1) の申請（法第43条第1項の規定による建築許可の申請を除く。）に対する許可に係る法第35条の2第1項の規定による変更の許可の申請

令和5年度	令和6年度		令和7年度			許可の可否
	申請 (市窓口)	改正条例施行日 (R7.4.1)			許可	可
	申請 (市窓口)	改正条例施行日 (R7.4.1)	当初許可	変更申請 (市窓口)	変更許可	
	申請 (市窓口)	当初許可	改正条例施行日 (R7.4.1)	変更申請 (市窓口)	変更許可	
	申請 (市窓口)	当初許可	変更申請 (市窓口)	改正条例施行日 (R7.4.1)	変更許可	
			改正条例施行日 (R7.4.1)	申請 (市窓口)		不可

<改正条例の施行に係る経過措置の適用イメージ>